

1 第6期計画策定後の法令等の変遷

(1) 第6期計画策定後に改正・制定された主な法律

第6期計画策定後に改正・制定された主な法律の概要は以下のとおりです。

法律	趣旨・目的	主な概要（次期計画に関連するもの）
社会福祉法（改正） （令和3年4月施行）	市町村の包括的な支援体制の構築の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業の創設
災害対策基本法（改正） （令和3年5月施行）	災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の個別避難計画について市町村に作成を努力義務化
医療的ケア児支援法 （令和3年9月施行）	医療的ケア児の健やかな成長、その家族の離職の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する基本理念の明文化 ● 国・地方公共団体、保育所の設置者等、学校の設置者の責務の明文化
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 （令和4年5月施行）	障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・地方公共団体における、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に関する施策の策定、実施義務
障害者総合支援法（改正） （令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行）	障害者等の地域生活や就労の支援の強化等による障害者等の希望する生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ● 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ● 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ● 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
障害者雇用促進法（改正） （令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行）	障害者雇用の質の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ● 週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ● 障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等
精神保健福祉法（改正） （令和6年4月施行、一部は令和5年4月施行）	精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療保護入院の見直し ● 入院者訪問支援事業の創設 ● 医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者（業務従事者）から都道府県等への通報の義務化

法律	趣旨・目的	主な概要（次期計画に関連するもの）
障害者差別解消法（改正） （令和6年4月施行）	障害を理由とする差別の解消の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ● 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ● 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
児童福祉法（改正） （令和6年4月施行）	子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化 ● 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化

2 計画の位置づけ

(1) 策定根拠

神戸市障がい者プランは以下の3計画で構成されています。

- 神戸市障がい者保健福祉計画・・・ 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 第6期神戸市障がい福祉計画・・・ 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画
- 第2期神戸市障がい児福祉計画・・・ 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画

次期計画である『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』は、障害児・者間の切れ目のない施策立案・実施を重視し、一体的な計画として策定します。

また、両計画と『神戸市障がい者保健福祉計画』とは、神戸市における障害者の福祉施策について、互いに連携し整合性をとりながら推進していく必要があるため一体的なものとして策定します。

①市町村障害福祉計画

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

障害者総合支援法（抜粋）

- 第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]
- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 [4～5略]
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

②市町村障害児福祉計画

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

児童福祉法（抜粋）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。〔2～6 略〕

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。〔2～5 略〕

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

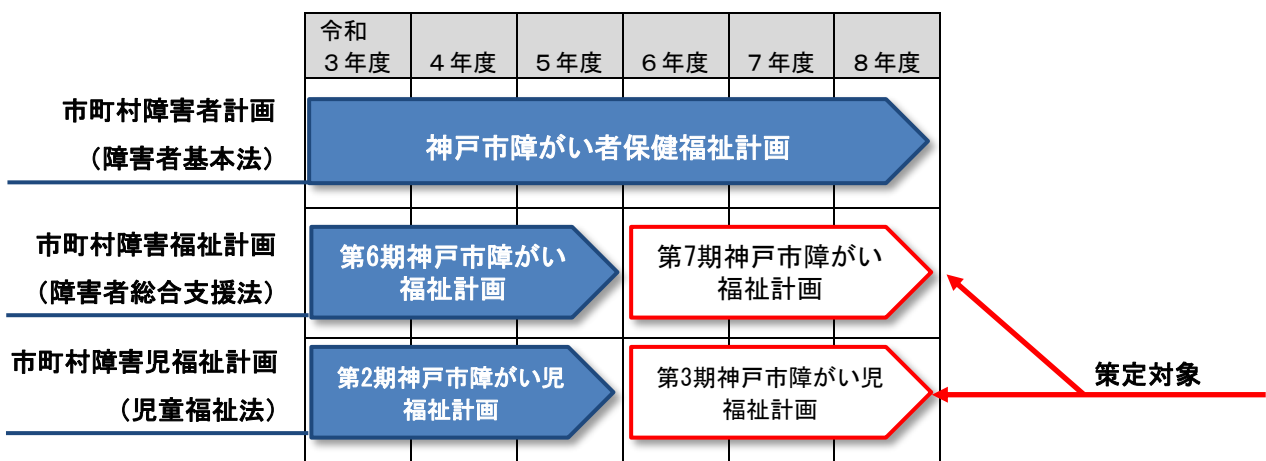
(2) 国の基本指針について

国の基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。市町村はこの基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定することになります。

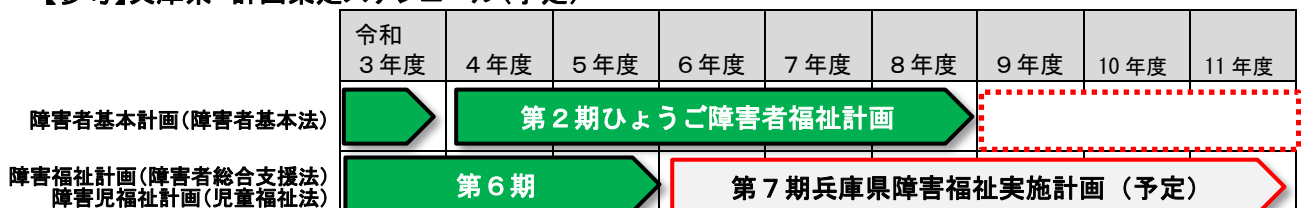
（令和5年5月に告示された基本指針の主な内容は、別紙のとおりです）

(3) 計画期間

次期計画『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。



【参考】兵庫県 計画策定スケジュール(予定)

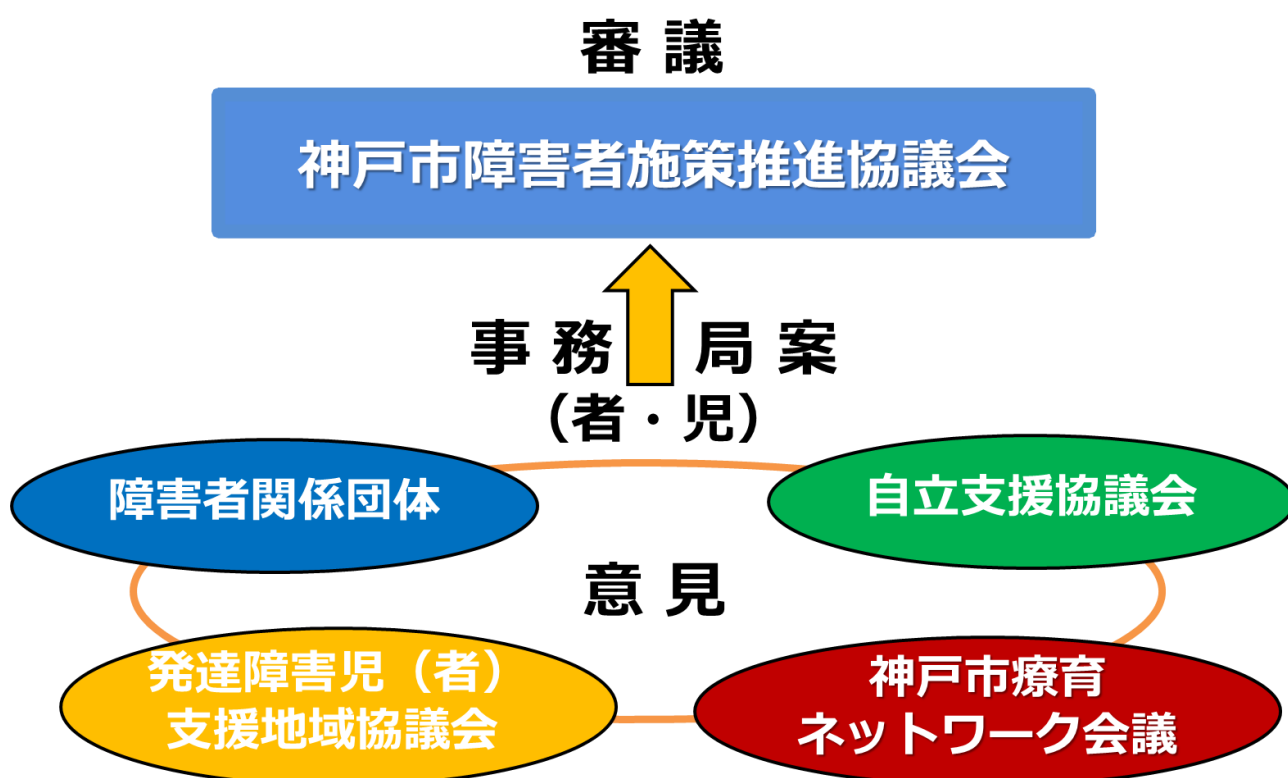


3 計画策定の方法等について

(1) 神戸市における計画の策定にあたって

①策定方法

本計画策定に向けた審議は神戸市障害者施策推進協議会にて行うものとします。また、国の基本指針において求められているとおり、地域の実情を把握するため、障害者関係団体からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議、発達障害児（者）支援地域協議会など障害福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行うこととします。



②策定スケジュール（案）

計画の策定スケジュール（案）は以下のとおりです。

年・月	業務内容	推進協	
R5 5月	国より次期計画指針の提示		
6月	基礎資料及び統計資料等の整理・分析 （6・2計画の評価等）	ヒアリング 調査企画・ 調整	
7月	計画素案作成作業 （成果目標策定、 見込量推計⇄目標 量の設定、確保策 検討）	【兵庫県】 R4実績まとめ ヒアリング 調査実施・ 分析	第1回 7月24日
8月		【兵庫県】 R6-R11見込まとめ	
9月	計画素案（事務局案）の提示		第2回 9月13日
10月	委員意見等ふまえた 計画素案調整作業		
11月	計画素案（調整版）の提示、承認		第3回 （11月中旬）
12月	パブリックコメント		
R6 1月			
2月	計画案（最終版）の提示、承認		第4回 （2月中旬）
3月	計画の確定、公表		

4 障がい者を取りまく現状

(1) 障害者手帳の所持者数の状況

令和4年度の障害者手帳所持者数は114,416人となっています。手帳所持者数、人口に占める割合は年々微増傾向にあります。障害種別では、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

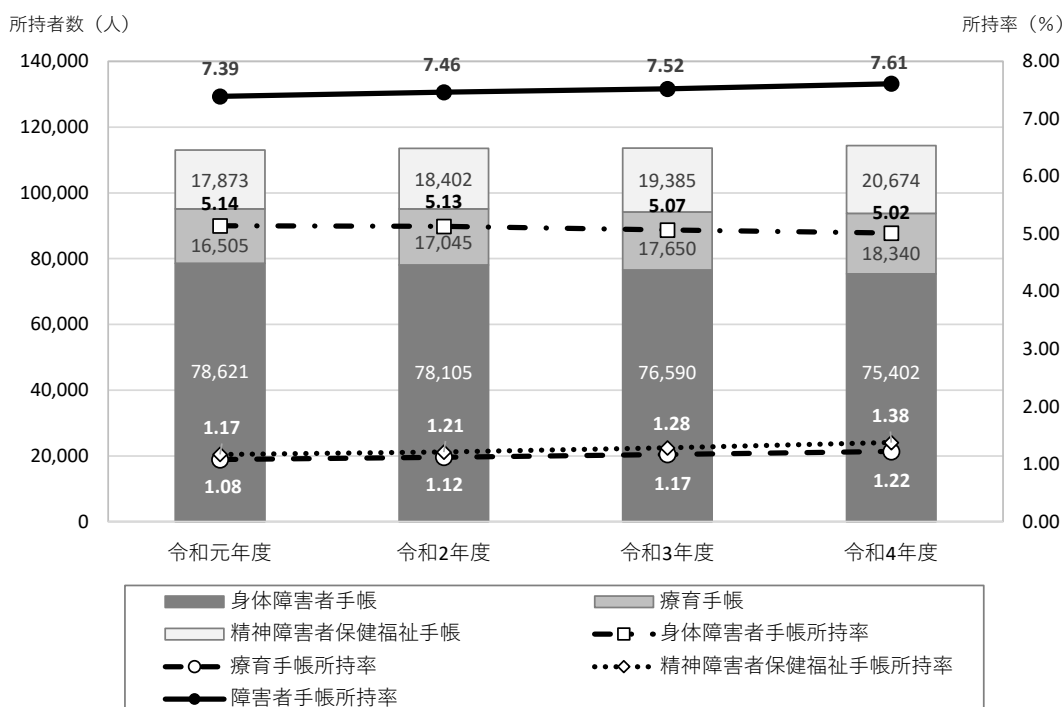
■ 障害者手帳所持者の状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口（人）		1,529,092	1,521,615	1,510,704	1,503,386
身体障害者手帳	人数（人）	78,621	78,105	76,590	75,402
	割合（％）	69.6	68.8	67.4	65.9
療育手帳	人数（人）	16,505	17,045	17,650	18,340
	割合（％）	14.6	15.0	15.5	16.0
精神障害者 保健福祉手帳	人数（人）	17,873	18,402	19,385	20,674
	割合（％）	15.8	16.2	17.1	18.1
障害者手帳所持者総数（人）		112,999	113,552	113,625	114,416
総人口に占める障害者 手帳所持者の割合（％）		7.4	7.5	7.5	7.6

資料：神戸市（各年度末時点）

注：障害者手帳所持者総数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計

■ 手帳所持者数と総人口に占める所持率の推移



資料：神戸市（各年度末時点）

(2) 身体障がい者の状況

①年齢別・障がい部位別の身体障害者手帳所持者数・割合

令和4年度で身体障害者手帳所持者は、18歳未満で1,001人、18歳以上で74,401人となっています。障がい部位別で見ると、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障がいとなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
肢体	人数(人)	679	661	643	617	43,477	43,003	41,675	40,608
	割合(%)	61.0	61.8	61.9	61.6	56.1	55.8	55.2	54.6
視覚	人数(人)	36	33	28	32	5,744	5,668	5,623	5,635
	割合(%)	3.2	3.1	2.7	3.2	7.4	7.4	7.4	7.6
聴覚	人数(人)	156	145	146	135	6,140	6,082	6,045	6,034
	割合(%)	14.0	13.6	14.1	13.5	7.9	7.9	8.0	8.1
言語	人数(人)	5	4	2	5	873	846	840	828
	割合(%)	0.4	0.4	0.2	0.5	1.1	1.1	1.1	1.1
内部	人数(人)	237	227	220	212	21,274	21,436	21,368	21,296
	割合(%)	21.3	21.2	21.2	21.2	27.4	27.8	28.3	28.6
合計		1,113	1,070	1,039	1,001	77,508	77,035	75,551	74,401

資料：神戸市（各年度末時点）

②等級別身体障害者手帳所持者数・割合

令和4年度で等級別にみると、1級が最も高く26.9%、次いで4級が24.5%となっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数(人)	21,353	21,225	20,703	20,269
	割合(%)	27.2	27.2	27.0	26.9
2級	人数(人)	12,277	12,076	11,825	11,568
	割合(%)	15.6	15.5	15.4	15.3
3級	人数(人)	13,570	13,381	13,201	12,892
	割合(%)	17.3	17.1	17.2	17.1
4級	人数(人)	19,594	19,317	18,814	18,483
	割合(%)	24.9	24.7	24.6	24.5
5級	人数(人)	7,057	7,380	7,258	7,402
	割合(%)	9.0	9.4	9.5	9.8
6級	人数(人)	4,770	4,726	4,789	4,788
	割合(%)	6.1	6.1	6.3	6.3
合計		78,621	78,105	76,590	75,402

資料：神戸市（各年度末時点）

(3) 知的障がい者の状況

①判定別・年齢別療育手帳所持者数・割合

令和4年度で、療育手帳所持者数は、18歳未満が6,135人、18歳以上が12,205人となっています。判定別にみると、18歳未満では、B2の割合が高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	人数(人)	875	838	846	878	3,913	3,975	4,034	4,070
	割合(%)	15.7	14.8	14.5	14.3	35.8	34.9	34.1	33.3
B1	人数(人)	802	821	858	878	2,876	2,955	3,018	3,077
	割合(%)	14.4	14.5	14.7	14.3	26.3	26.0	25.5	25.2
B2	人数(人)	3,892	4,012	4,130	4,379	4,147	4,444	4,764	5,058
	割合(%)	69.9	70.7	70.8	71.4	37.9	39.1	40.3	41.4
合計		5,569	5,671	5,834	6,135	10,936	11,374	11,816	12,205

資料：神戸市（各年度末時点）

(4) 精神障がい者の状況

①等級別・年齢別精神保健福祉手帳所持者数・割合

令和4年度で、精神保健福祉手帳保持者数は、18歳未満が408人、18歳以上が20,266人となっています。等級別にみると、18歳未満では3級が、18歳以上では2級が最も高くなっています。

		18歳未満				18歳以上			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数(人)	11	8	7	7	1,280	1,282	1,313	1,317
	割合(%)	4.5	3.0	2.1	1.7	7.3	7.1	6.9	6.5
2級	人数(人)	97	112	126	154	10,710	10,927	11,356	11,927
	割合(%)	39.6	41.6	38.4	37.7	60.8	60.3	59.6	58.9
3級	人数(人)	137	149	195	247	5,638	5,924	6,388	7,022
	割合(%)	55.9	55.4	59.5	60.5	32.0	32.7	33.5	34.6
合計		245	269	328	408	17,628	18,133	19,057	20,266

資料：神戸市（各年度末時点）

(5) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者は、令和4年度で**13,794**人となっています。60歳以上が約6割を占めています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20歳未満	人数（人）	51	47	59	54
	割合（％）	0.4	0.4	0.4	0.4
20歳～60歳未満	人数（人）	5,126	5,400	5,422	5,616
	割合（％）	41.5	40.3	40.8	40.7
60歳以上	人数（人）	7,183	7,944	7,819	8,124
	割合（％）	58.1	59.3	58.8	58.9
合計		12,360	13,391	13,300	13,794

資料：神戸市（各年度末）

注：指定難病数は、令和元年6月まで**331**疾病、令和元年7月～令和3年10月まで**333**疾病、令和3年11月から**338**疾病である。

(6) 障がい支援区分の認定状況

令和元年度で、支援区分認定者の合計は、11,932人となっています。区分別では、区分6が最も高く25.2%、次いで区分2が22.1%となっています。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
非該当	人数(人)	1	0	0	1
	割合(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
区分1	人数(人)	216	194	182	158
	割合(%)	2.0%	1.7%	1.6%	1.3%
区分2	人数(人)	2,549	2,598	2,627	2,640
	割合(%)	23.8%	23.4%	23.0%	22.1%
区分3	人数(人)	2,163	2,351	2,447	2,556
	割合(%)	20.2%	21.2%	21.4%	21.4%
区分4	人数(人)	1,676	1,766	1,877	2,025
	割合(%)	15.7%	15.9%	16.4%	17.0%
区分5	人数(人)	1,407	1,438	1,461	1,548
	割合(%)	13.2%	12.9%	12.8%	13.0%
区分6	人数(人)	2,679	2,762	2,839	3,004
	割合(%)	25.1%	24.9%	24.8%	25.2%
合計		10,691	11,109	11,433	11,932

資料：神戸市（各年度末時点）

令和4年度で種別ごとに支援区分認定者をみると、身体障がい、知的障がい、重複は区分6、精神障がいは区分2、難病は区分3の割合が最も高くなっています。

		非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	人数(人)	0	51	266	565	354	337	869	2,442
	割合(%)	0.0%	2.1%	10.9%	23.1%	14.5%	13.8%	35.6%	100.0%
知的	人数(人)	1	65	653	766	985	865	1,006	4,341
	割合(%)	0.0%	1.5%	15.0%	17.6%	22.7%	19.9%	23.2%	100.0%
精神	人数(人)	0	37	1,497	943	373	68	32	2,950
	割合(%)	0.0%	1.3%	50.7%	32.0%	12.6%	2.3%	1.1%	100.0%
難病	人数(人)	0	0	4	9	1	0	2	16
	割合(%)	0.0%	0.0%	25.0%	56.3%	6.3%	0.0%	12.5%	100.0%
重複	人数(人)	0	5	220	273	312	278	1,095	2,183
	割合(%)	0.0%	0.2%	10.1%	12.5%	14.3%	12.7%	50.2%	100.0%

資料：神戸市（令和4年度末）

5 障害福祉サービス等の実績

(1) 障害福祉サービス等の状況

①訪問系、日中活動系、居住系サービス等、相談支援

内容	単位	見込(量)			実績		
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	
訪問	訪問系サービス (合計)	利用者数(人/月)	5,199	5,920	6,578	4,361	4,584
		延べ時間(時間/月)	154,862	168,952	185,251	139,066	145,275
	居宅介護	利用者数(人/月)	4,350	5,059	5,883	3,551	3,748
		延べ時間(時間/月)	81,838	95,177	110,690	68,836	70,689
	重度訪問介護	利用者数(人/月)	239	233	227	233	233
		延べ時間(時間/月)	58,912	59,324	59,739	57,581	61,268
	同行援護	利用者数(人/月)	513	515	516	499	514
		延べ時間(時間/月)	11,851	11,926	12,002	10,543	10,712
	行動援護	利用者数(人/月)	97	113	132	78	89
		延べ時間(時間/月)	2,261	2,525	2,820	2,106	2,606
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	
	延べ時間(時間/月)	0	0	0	0	0	
日中活動系	生活介護	利用者数(人/月)	3,352	3,412	3,473	3,384	3,417
		延べ日数(日/月)	63,016	63,835	64,665	64,267	64,719
	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	26	24	22	35	49
		延べ日数(日/月)	452	410	372	590	788
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	74	70	66	69	112
		延べ日数(日/月)	1,608	1,585	1,563	1,126	1,554
	就労移行支援	利用者数(人/月)	474	508	544	427	453
		延べ日数(日/月)	7,885	8,493	9,148	7,388	7,639
	就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	930	963	997	871	937
		延べ日数(日/月)	17,354	17,896	18,454	16,837	17,873
	就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	4,604	5,008	5,447	4,358	4,805
		延べ日数(日/月)	74,158	80,413	87,195	72,684	80,776
	就労定着支援	利用者数(人/月)	210	315	472	147	167
	療養介護	利用者数(人/月)	293	296	299	286	307
	短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	981	1,084	1,198	602	673
		延べ日数(日/月)	6,492	6,557	6,623	5,383	5,755
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	78	82	86	31	43	
	延べ日数(日/月)	241	234	228	110	221	
居住	自立生活援助	利用者数(人/月)	11	12	13	6	13
	共同生活援助	利用者数(人/月)	903	983	1,070	968	1,132
	施設入所支援	利用者数(人/月)	1,308	1,300	1,292	1,318	1,307
	地域生活支援拠点等の 設置箇所数と地域 生活支援拠点等が有 する機能の充実に向 けた検証および検討 の実施【新】	設置箇所数	9	9	9	9	9
	検証および検討 (回/年)	1	1	1	1	1	
相談	計画相談支援	利用者数(人/月)	863	929	991	598	640
	地域移行支援	利用者数(人/月)	11	12	13	3	9
	地域定着支援	利用者数(人/月)	23	24	25	34	66

資料：神戸市

②障がい児福祉サービス等

内容	単位	見込（量）			実績	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度
児童発達支援	利用児童数（人/月）	1,513	1,656	1,793	1,588	1,738
	延べ日数（日/月）	16,387	17,936	19,420	16,933	17,755
医療型児童発達支援	利用児童数（人/月）	2	3	4	1	2
	延べ日数（日/月）	5	6	8	6	12
放課後等デイサービス	利用児童数（人/月）	3,357	3,593	3,841	3,502	3,889
	延べ日数（日/月）	43,020	46,044	49,222	46,257	49,633
保育所等訪問支援	利用児童数（人/月）	121	159	210	146	219
	延べ日数（日/月）	189	248	325	246	389
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数（人/月）	3	7	10	1	1
	延べ日数（日/月）	15	35	50	1	1
福祉型障害児入所施設	利用児童数（人/月）	26	26	26	23	25
医療型障害児入所施設	利用児童数（人/月）	21	36	36	19	19
障害児相談支援	利用児童数（人/月）	140	190	245	59	167
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数【新】	配置人数（人）	3	6	9	4	29

資料：神戸市

③発達障がいのある人に対する支援

内容	単位	見込（量）			実績	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数（回/年）	2	2	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数（件/年）	1,120	1,220	1,320	921	901
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数（件/年）	31	31	31	17	24
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修・啓発件数（件/年）	230	230	230	118	138
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新】	受講者数（人/年）	150	150	150	214	188
ペアレントメンターの人数【新】	人数（人）	10	10	10	10	11
ピアサポートの活動への参加人数【新】	参加人数（人/年）	70	70	70	70	48

資料：神戸市

④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	単位	見込（量）			実績	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催【新】	開催回数 (回/年)	6	6	6	6	12
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（合計人数）【新】	参加人数 (合計) (人/年)	140	140	140	89	97
関係者ごとの参加人数(保健)	参加人数 (人/年)	10	10	10	5	13
関係者ごとの参加人数(医療・精神科)	参加人数 (人/年)	65	65	65	34	21
関係者ごとの参加人数(医療・精神以外)	参加人数 (人/年)	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数(福祉)	参加人数 (人/年)	50	50	50	44	47
関係者ごとの参加人数(介護)	参加人数 (人/年)	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数（当事者および家族）	参加人数 (人/年)	10	10	10	4	10
関係者ごとの参加人数（その他）	参加人数 (人/年)	5	5	5	2	6
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数【新】	目標設定および評価 (回/年)	2	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援【新】	利用者数 (人/月)	9	10	11	11	24
精神障がい者の地域定着支援【新】	利用者数 (人/月)	4	5	6	13	24
精神障がい者の共同生活援助【新】	利用者数 (人/月)	156	166	176	176	225
精神障がい者の自立生活援助【新】	利用者数 (人/月)	10	11	12	6	13

資料：神戸市

⑤相談支援体制の充実・強化のための取り組み

内容	単位	見込（量）			実績	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度
総合的・専門的な相談支援【新】	実施の有無	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化【新】						
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	指導・助言 件数 (件/年)	90	104	121	106	81
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	支援件数 (件/年)	8	9	10	4	8
地域の相談機関との連携強化の取り組み	実施回数 (回/年)	443	456	470	451	461

資料：神戸市

⑥障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

内容	単位	見込（量）			実績	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R3 年度	R4 年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加【新】	参加人数 (人/年)	130	130	130	88	137
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施【新】	体制の有無	有	有	有	有	有
	実施回数 (回/年)	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有【新】						
指導監査の適正な実施	実施の有無	有	有	有	有	有
指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無およびそれに基づく共有	体制の有無	有	有	有	有	有
	共有回数 (回/年)	1	1	1	1	1

資料：神戸市

(2) 地域生活支援事業の状況

内容	単位	見込(量)			実績	
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(3) 相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施箇所数	19	19	19	19	19
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人/年)	78	78	78	106	122
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用者数 (人/年)	4,395	4,437	4,479	4,414	4,679
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14
(7) 日常生活用具給付等事業						
合計	給付件数	36,055	36,913	37,815	35,497	35,703
①介護・訓練支援用具	給付件数	158	152	145	136	161
②自立生活支援用具	給付件数	415	420	425	385	342
③在宅療養等支援用具	給付件数	617	681	751	429	391
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	969	1,130	1,318	678	703
⑤排泄管理支援用具	給付件数	33,837	34,471	35,117	33,827	34,064
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	59	59	59	42	42
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	145	150	155	130	233
(9) 移動支援事業	実利用者数 (人/年)	3,244	3,438	3,645	2,662	3,894
	延べ利用時間数 (時間/年)	804,368	852,6330	903,788	650,234	695,249
(10) 地域活動支援センター						
神戸市内分	実施箇所数	18	18	18	18	18
	実利用者数 (人/年)	643	653	663	713	727
他市町村分	実施箇所数	10	10	10	11	10
	実利用者数 (人/年)	24	24	24	23	24
(11) 発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	5	5	5	5	5
	実利用者数 (人/年)	6,000	6,000	6,000	4,655	4,832
(12) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業						
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	65	65	65	34	44
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	10	10	10	0	6
失語者向け意思疎通支援者養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	10	10	10	6	7

内容	単位	見込(量)			実績	
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業						
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人/年)	28	30	32	7	9
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数 (件/年)	570	580	590	581	723
失語者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用者数 (人/年)	—	300	305	—	—
(15) 広域的な支援事業						
①精神障害者地域生活支援広域調整等事業						
ア. 地域生活支援広域調整会議等事業	会議開催回数 (回/年)	2	2	2	1	1
イ. 地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート 従事者数	30	30	30	13	17
ウ. 災害時心のケア体制整備事業	相談員配置の有無	無	無	無	無	無
②発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数 (回/年)	2	2	2	2	2
(16) その他実施する事業※	実施の有無	有	有	有	有	有

※訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障害者スポーツ教室開催事業、障害者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行 等

資料：神戸市

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

1

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ベアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

3

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新規】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新規】

（都道府県）

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- （都道府県）
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新規】

⑦相談支援体制の充実・強化等

（市町村）

- 基幹相談支援センターの設置【新規】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- （都道府県・市町村）
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- （都道府県）
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新規】

4